

Ⅰ 2月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和6年12月20日（金）		
開催日時	午後3時25分		
開催場所	別館3階大会議室		
出席委員	教 育 長 江嶋 久典 委 員 木下 靖郎 委 員 荒川 富士子	職務代理者 古田 嘉寿美 委 員 佐々木 美徳 委 員 山崎 清男	
出席参与	教 育 次 長 瀬口 英隆 社 会 教 育 課 長 信岡 謙介	教 育 総 務 課 長 伊藤 恭子 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 古城 智浩	
書 記	教育総務課 総務企画係 主幹（総括） 渡辺 寛幸		
附 議 議 案	議案第60号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正について 議案第61号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 報告第22号 令和6年11月期寄附採納について 報告第23号 令和7年日田市「20歳のつどい」について 報告第24号 日田市民文化会館（パトリア日田）大ホール及び小ホールの利用休止について 報告第25号 日田市三和スポーツ広場の桜の植樹について		

教 育 長	ただいまから１２月定例教育委員会を開催いたします。 初めに１１月定例教育委員会の議事録の確認でございますが、変更はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり） ご了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。 続きまして、教育長の一般報告につきましては、お手元に配布しております資料により報告とさせていただきます。 それでは、議事に入りたいと思います。 議案第６０号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正について説明をお願いいたします。
教 育 総 務 課 長	議案第６０号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正についてご説明いたします。 議案集４ページをお願いいたします。 本議案提出の理由でございますけれども、緊急を要し教育委員会の会議を招集するいとまがない案件への対応及び教育委員会の運営の効率化を図るため、所要の措置を講ずるものでございます。 ２の根拠法令に記載しておりますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項では、教育委員会が事務の一部を教育長に委任できることとあわせて、事務の一部を教育長に臨時代理させることができるとされており、このとき、委任や臨時代理させる事務については、教育委員会規則で定めるところによると規定されております。 臨時代理という手続につきましては、３に記載しておりますけれども、緊急を要する事案で、教育委員会会議を招集するいとまがないと認められる場合等に、教育長が当該事案の決定を臨時に代理することでございます。 ４に記載しておりますが、現行の規定では第５条に臨時代理で処理した事務を教育委員会へ報告するという規定はあるものの、どのような事務を教育長に臨時代理させるかという規定がない状態であったので、今回その点の整理を行うことで、臨時代理という手続を本市教育委員会においても行えるように整理しようとするものでございます。 ５ページをお願いいたします。 ５に改正内容として、具体的な改正の内容を記載しておりますが、まず、緊急かつやむを得ない事情が生じ、教育委員会の会議を招集するいとまがない場合に、教育長は臨時代理することができる規定を第５条として新たに設けます。

教 育 長	このとき臨時代理できる事項は、本規則の第2条で教育委員会の事務として、教育長に委任できないものとして規定している事項、言い換えれば教育委員会でお諮りすべき事項すべてとなります。 また、現行規則で臨時代理を行った事務の報告の根拠規定が法条文となっておりますので、ここを今回、本規則第5条によるものとして改めようとするものでございます。 施行の時期につきましては、公布の日からとするものでございます。議案第60号につきましては以上でございます。 ただいま説明のありました議案第60号につきまして、ご質疑等がございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、議案第60号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第60号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正については、原案の通り可決されました。 次に、追加議案集の議案第61号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について説明をお願いいたします。
社 会 教 育 課 長	追加議案集の議案第61号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について説明いたします。 追加議案集の3ページをご覧ください。 改正の理由は、施設予約システムの導入に伴い、利用の変更等及び使用料の還付の手続について、所要の措置を講ずるものでございます。 改正の内容は、令和7年1月より、いつでもどこからでも施設の空き状況の確認や各種申請手続が可能となる「施設予約システム」が導入されます。 これまで、(1)の利用変更又は取消しや、(2)の使用料の還付を受けようとする際は、申請書とあわせて利用許可書を添付することとされておりましたが、これを省略して手続の簡素化を図るものでございます。 条文につきましては、1ページ及び2ページに記載の通りでございます。表の右側が改正前、左側が改正後となります。 第6条が利用の変更や取消しに係る条文で、下線部分にある「当該利用許可書を添えて」という文言を削除、第10条は還付

教 育 長	に関する条文で、第6条同様に「利用許可書を添えて」という文言を削除するものでございます。 私からの説明は以上でございます。 ただいま説明のありました議案第61号につきまして、ご質疑等はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 議案第61号につきまして原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第61号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、原案の通り可決されました。 次に報告事項について説明をお願いします。
事 務 局	議案集の6ページをお願いいたします。 報告第22号 令和6年11月期寄附採納についてでございます。 一般寄付の採納が1名、1件でございます。南友田町の加藤様から教育委員会へ、香典返しとして100,000円のご寄附をいただいております。 11月につきましては、以上1件、100,000円のご寄附でございます。 報告第22号につきましては以上でございます。
教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かご質疑等ございませんでしょうか。 これは元教育長の加藤正俊様のご逝去に伴うものでよろしかったでしょうか。
事 務 局	その通りでございます。
教 育 長	ご質問等はございませんでしょうか。 それでは続きまして、報告第23号についてお願いします。
社 会 教 育 課 長	報告第23号 令和7年日田市「20歳のつどい」についてご報告申し上げます。 議案集は7ページから9ページになります。 本市では、令和5年から式典名称を「成人式」から「20歳のつどい」に改め、市及び教育委員会と20歳のつどい実行委員会

	の主催により開催しております。 式典は、令和7年1月12日曜日、午前10時から受付、式は午前11時から約1時間半程度を予定しています。 場所は、日田市民文化会館パトリア日田でございます。 今回の対象者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの方となります。 式典につきましては、2部構成としており、第1部では式辞、来賓挨拶、二十歳の決意発表等を実施いたします。 第2部は実行委員会による企画運営で、藤蔭高等学校吹奏楽部の演奏とスライドショー、恩師によるビデオメッセージなどの上映を企画しております。 8ページをご覧ください。 現時点での出席予定者でございますが、500名の住民基本台帳登録者と、市外在住の参加希望者を随時受け付けており、合計600名程度を予定しております。 実行委員には今回14名の申し込みがあり、これまで20歳のつどいのサブテーマや記念品、第2部の内容等を企画してまいりました。 第2部のサブテーマは「未来へつなぐ〇〇〇人の想い」で、この〇〇人の人数は、住民基本台帳登録者と市外在住からの参加者数となります。 選考の理由としまして、一人ひとりを尊重し合いながら新たな一歩を踏み出す決意と、次の世代に勇気と希望を伝えたいという願いが込められております。 9ページをご覧ください。 記念品につきましては、一人暮らしの人など誰でも平等に使うことができ、環境への配慮をしたエコバックを予定しております。 その他、入場者の制限として保護者の方につきましては、小ホールを開放し、HitaTubeの映像で式典の様子をご覧いただけます。 また、当日会場に来ることができない方につきましても、HitaTubeによるネット配信を行いますので、スマートフォンやパソコンにてご覧いただくことができます。 すでに教育委員の皆様には通知を差し上げましたけれども、当日は1階ロビーのエレベーター前にて受付を行っております。会場は大ホール2階をご案内させていただきますので、ぜひ、20歳の希望に満ちた門出をご祝福いただければと存じます。 以上でございます。
--	--

教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かご質疑等がございますでしょうか。
山 崎 委 員	市外在住の参加者というのは、市外に住んでいるのだけど住民票はこちらに置いてあるという意味でよろしいのでしょうか。
社 会 教 育 課 長	大学等により住所を市外に移されていて、日田市に住民票がない方などで、電話等で現在受付をしているという状況でございます。
教 育 長	その他ございますか。 それでは、引き続き報告第24号についてお願いします。
社 会 教 育 課 長	報告第24号 日田市民文化会館（パトリア日田）大ホール及び小ホールの利用休止につきまして報告いたします。 議案集の10ページから11ページをお願いいたします。 令和7年度におきまして、パトリア日田の設備等の補修を行うに当たり、令和7年第1回市議会定例会にて必要な関連予算を提案させていただき予定としておりますけれども、このうち大ホール及び小ホールの舞台機構の吊物を整理するリミットスイッチの交換、また、大ホールの音響設備を更新するに当たりまして、施設利用を休止する必要があるがございます。 利用休止期間は、大ホール及び小ホールを令和8年2月3日から2月18日までの16日間、また、音響設備の更新として、大ホールを令和8年2月22日から3月12日までの19日間を予定しております。 また、利用休止に当たりましては、日田市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則におきまして、ホールを利用する際の利用許可申請書の受付期間を「利用日の属する月の1年前の月の初日から」と規定していることから、申請受付期間の初日となります令和7年2月1日までに、利用者に向けた周知を行う必要があります。 このため、パトリア日田の指定管理者である㈱ケイミックスパブリックビジネスが毎月発行しておりますイベントニュースの1月号にその旨を掲載するとともに、パトリア日田のホームページにおきましても周知を図りたいと考えております。 さらに、例年の状況から利用休止期間内に利用が見込まれる団体等に対しましては、確認の上、個別に周知いたします。

	私からの説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの報告につきまして何かご質疑等ございませんでしょうか。
荒 川 委 員	パトリアの利用に関することで質問です。スポーツ施設と同様に、申請が重なった場合は抽選で利用が可能になるのか、それとも先着順でしょうか。
社 会 教 育 課 長	パトリアの施設予約システムは、来年４月以降を予定しております。 今のところは窓口での受付を基本にしたいと考えておりますので、抽選の機能は採用しない予定でございます。
荒 川 委 員	抽選機能を採用したら可能になるということでしょうか。
社 会 教 育 課 長	施設予約システムで申請した際にはまだ仮予約という形になりますので、申請すればそのまま許可という訳ではございません。そのあたりは確認しながら受付を行うということになるかと思います。
教 育 長	その他ございますか。 それでは最後に報告第２５号についてお願いします。
ス ポー ツ 振 興 課 長	議案集１２ページ、報告第２５号 日田市三和スポーツ広場の桜の植樹につきましてご報告をいたします。 報告に先立ちまして、議案集とは別にＡ４縦の右上に参考資料と記載しております「三和スポーツ広場の桜に関する報告」をご覧くださいませでしょうか。 本件につきましては、６月の勉強会におきまして、桜の早期伐採を行い、植樹を行う旨の説明をしておりました。その後、時間も経過しておりますので、改めてこれまでの経過を含めて説明をいたします。 まず、この桜の木につきましては、日田市清水町にあります三和スポーツ広場におきまして、昨年、指定管理者の除草剤の誤使用によって桜が枯れたものでございます。 経緯ですが、例年と同様、令和５年４月に指定管理者は除草剤を使用してグラウンドの除草作業を行い、翌５月に桜の落葉や枯れが確認されたところです。指定管理者は虫や病気の可能性を想

	定した消毒作業を行うほか、４月に散布した除草剤の誤使用があった可能性も認識しておりましたので、一部の表土を剥ぎ取り、そこに客土や施肥を行っております。 その後、今年の３月まで定期巡回を行いながら経過観察を継続しておりましたが、３月になっても花芽が確認されませんでしたので、４月に樹木医による診断を行っております。 診断の結果でございますが、広場の桜は全部で３４本でございます。枯れていると診断された木が２８本、一部が枯れていると診断された木が３本、従いまして枯れていないと診断いただいた木は３本で、原因は除草剤の誤使用であるというものでございました。 枯れた木や一部枯れている木につきましては、伐採の上で植替えを勧められておりまして、その後の地元との協議の結果、２６本を伐採することを決定し、７月に伐採を行ったものでございます。 原因としましては、先ほど除草剤の誤使用と申し上げました。除草作業の際に使った除草剤は、根から薬効成分を吸収するタイプでございまして、本来は樹木から３メートルほど距離を置いて散布すべきタイプのものでありましたが、それまで使用しておりました葉から吸収するタイプと同じように、樹木の傍の雑草まで散布したことが原因で、誤使用につきましては、薬剤の注意事項に関する認識が不足していたということでございます。 再発防止といたしまして、指定管理者は安全作業マニュアルの改訂及び薬剤使用マニュアルの作成を行い、再発防止に努めております。 そのほか、全般的な管理運営につきましても改めて確認し、複数の職員でチェックを行い、誤った作業が起きないように努めております。 市としましても、月例報告やモニタリング報告に対し、聞き取りなどの確認、指導をより丁寧に行っております。 参考資料の一番下の写真ですが、上段の２枚は同じ日に撮ったものでございまして、左の写真はまだ葉が残っている健康な、除草剤の影響がない木でございまして、右側の木は、ほぼ葉っぱが落ちてしまい薬剤の影響が出ているという状況でございます。 下段の２枚につきましては、ほぼ同じ場所の写真でございますが、伐採を行った後の写真でございます。 ご覧のように切り株につきましては、若干高さを残して利用者がベンチとして使える形で切った後、塗装等を行っております。 続きまして、議案集１２ページをお願いいたします。
--	--

7月の伐採に先立ちまして、4月の樹木医の診断の際に植替えの時期は冬場であるという意見をいただいておりますことから、去る11月18日に三和スポーツ広場におきまして、関係者による協議を行ったものでございます。

現地協議は、地元関係者としまして三和地区振興協議会会長、清水町自治会長、指定管理者から日田市市民サービス公社担当課長、及び専門的な意見をいただくために造園業者にご参加いただいております。スポーツ振興課からは私と担当総括の2人で参加してまいりました。

次に協議内容です。協議の結果ですが、樹種はジンダイアケボノと決定いたしました。

ジンダイアケボノにつきましては、樹木医のアドバイスにもございましたが、ソメイヨシノに比べててんぐ巣病に強いこと、また昨年度、亀山公園での植替え実績もあることなどを参考にしたところでございます。

苗木のサイズは、高さが2.5から3メートル、本数は25本でございます。

植樹の時期につきましては、造園業者によりますと適期は11月から2月となっております、落葉が進み冷え込みが厳しくなっており植樹は可能である、また、工期については1週間程度ということでもございました。

実際の植樹に関する詳細の日程につきましては、現在、指定管理者が業者選定を行っております。業者選定後に地元との調整を行った上で、最終的な決定をすることとしております。

植樹の位置に関しましては、現在の切株の間、ほぼ等間隔に植えていく形になりまして、およそ5メートル間隔となります。

また、外周には側溝が入っておりますので、側溝に影響が出ないよう現状の位置よりも1メートル程度内側で、フェンスから2メートルから場所によっては2.5メートルほど離れた場所となる予定でございます。

現存する桜の木の一部で枯れ枝が残っているものにつきましては、適切な剪定を指示しておりますが、枯れ枝の状況につきましては、指定管理者も十分把握をしており、地元関係者との協議を行いながら適宜剪定を実施しております。

次に13ページでございます。

運営上の改善点ですが、こちらは先ほど申し上げましたマニュアルの改訂等となっております。

伐採後の経過ですが、先ほど申し上げました切り株の一部は、利用者がベンチとして使えるような加工をしております。7月の

	伐採後、切り株ベンチの補修作業、定期の巡回、除草作業、悪天候に関する措置などを行っております。 また、来年度は指定管理者の切替えの時期になっておりますが、三和スポーツ広場を含めます指定管理者の選定につきましては、昨日、市議会で原案通り可決いただきました。 ただし、安全作業マニュアル等へのより詳しい、適切な作業手順を備えておくことといった意見をいただいているところでございます。 私からは以上でございます。
教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。
古 田 委 員	除草剤はこんなにも怖いんだなとつくづく写真を見ながら思いましたが、この辺りの土壌はもう安全なのでしょう。 スポーツ公園で保護者の方や子どもを連れた親御さんたちが応援などをするとき、例えば加工された切り株に座ったり、子どもたちが土を触り始めたりすると思うので、立入禁止などにしなくても大丈夫なのか、もう安全なのかということを教えてください。
スポーツ振興課長	土壌につきましては、樹木医の診断の際に我々も確認しました。土壌については残留成分の心配はないということで確認いただいております。 また、切り株につきましては、切り株にそのまま触れるのではなく、塗料で防腐も含めて塗装を行っておりますので、触ったことによる被害はないと私たちは聞いております。
教 育 長	確認方法というのは、どんな方法でしたか。
スポーツ振興課長	指定管理者に対し、塗料を塗った上で影響がないということは口頭で確認をしております。また、樹木医の方にも確認しています。
教 育 長	土壌についてもお願いします
スポーツ振興課長	土壌につきましては、樹木医に口頭により確認しております。
教 育 長	樹木医の診断、樹木医からの回答ということですね。わかりま

木 下 委 員	した。
スポーツ振興課長	植樹を予定していますジンダイアケボノについてですが、これは桜の品種なのでしょうか。 桜の比較的新しい種類で、公益財団法人日本花の会、これまで長年全国各地で桜の苗木の配布、提供をしているところですが、この花の会におきましても、ソメイヨシノにつきましてはてんぐ巢病の心配などから平成１７年度以降は苗木を配布しておらず、２１年度以降は販売を中止している状況で、ソメイヨシノに代わる樹種として強く押している種類がジンダイアケボノとなっております。
佐 々 木 委 員	議会で議決したということは、また同じ指定管理業者になったということですね。植替え作業もそこがすると思いますが、費用は大体どのくらいかかるのでしょうか。
スポーツ振興課長	今現在で分かっていることは、２６本の伐採で約１２０万円。それから表土の剥ぎ取り、客土、肥料を施した費用が約１０万円と聞いております。 植樹に関しましては、まだ業者は決まっておきませんので、現状では費用がはっきり出ていないところです。
教 育 長	概算ということでしたけれど、よろしいですか。
スポーツ振興課長	はい。費用につきましては概算で、指定管理者がすべて負担するということになります。
教 育 長	改めて費用が分かりましたら、また教えていただくようお願いいたします。 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 報告につきましては以上となります。 その他についてお願いします。
教 育 総 務 課 長	次回の定例教育委員会の日程についてでございます。 令和７年１月定例教育委員会は、１月２４日金曜日、１０時から勉強会、１１時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。

教 育 長	１月定例教育委員会の日程は、ただいま説明のとおり１月２４日金曜日ということですがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それではそのようにお願いいたします。 その他、何かございませんでしょうか。 ご意見がなければ、以上で１２月定例教育委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。 終了時刻：午後３時５９分
-------	---